

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第 50号）

（行財政局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差 引 増 減
市長の事務部局 の職員	人 7, 530	人 7, 445	人 △85
議会の事務部局 の職員	40	40	0
選挙管理委員会 の事務部局の職員	34	34	0
監査委員の事務 部局の職員	26	26	0
教育委員会の事務 部局及び教育 委員会の所管に 属する教育機関 の職員	8, 939 〔うち校長及び 教員 7, 526人〕	8, 935 〔うち校長及び 教員 7, 538人〕	△4 〔うち校長及び 教員 12人〕
人事委員会の事務 部局の職員	17	17	0
農業委員会の事務 部局の職員	13	13	0
消 防 職 員	1, 735	1, 683	△52
公営企業の職員 交通事業	1, 927	1, 834	△93
公営企業の職員 水道事業	1, 169	1, 165	△4
合 計	21, 430	21, 192	△238

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,530人」を「7,445人」に改め、同項第5号中「8,939人」を「8,935人」に、「7,526人」を「7,538人」に改め、同項第8号中「1,735人」を「1,683人」に改め、同項第9号ア中「1,927人」を「1,834人」に改め、同号イ中「1,169人」を「1,165人」に改め、同項中「21,430人」を「21,192人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)